

○金融庁告示第 号

金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和 年 月 日）第 号）第十六条第一号イの規定に基づき、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、令和 年 月 日から適用する。

令和 年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

1 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第十六条第一号イに規定する相手方金融機関（同号イに規定する相手方金融機関をいう。以下同じ。）と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、相手方金融機関の子会社（府令第五十一条第二項に規定する子会社をいう。次項において同じ。）とする。

2 前項の相手方金融機関の子会社からは、次に掲げる業務を行う子会社を除くものとする。

一 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であって業として行うもの

二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）